



# ピース・ウイング長崎 情報BOX

公益財団法人 長崎平和推進協会

〒852-8117

長崎市平野町7番8号

☎ 095-844-9922

<http://www.peace-wing-n.or.jp>

2017.2.1

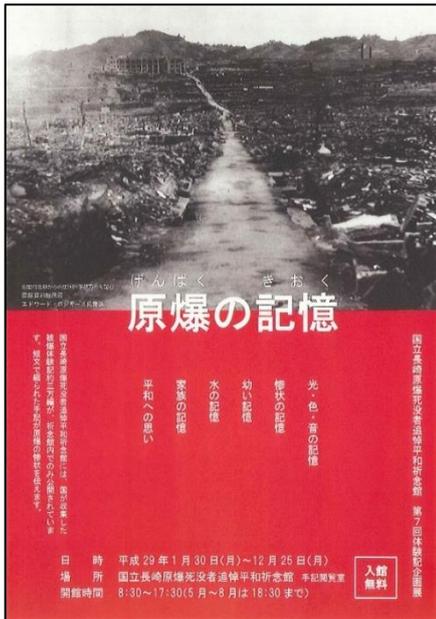
No.198

「長崎市の平和・原爆」

フェイスブックページはこちら→



## 第7回 体験記企画展「原爆の記憶」開催中



国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館では、原爆で多くの人が犠牲になった事実を伝えるため、体験記企画展を開催しています。

第7回体験記企画展では厚生省（当時）が収集し、祈念館で公開している被爆体験記集（通称：黒本）約3万編の中から、読む人に思いが伝わりやすいよう短文で書かれた体験記を選び、『光・色・音の記憶』『惨状の記憶』『幼い記憶』『水の記憶』『家族の記憶』『平和への思い』に分類し、パネル18編、ファイル約100編を、原文（直筆）の複写と共に展示し、原爆の惨状を伝えます。

期間：平成29年1月30日（月）～12月25日（月）

会場：追悼平和祈念館 地下2階 遺影・手記閲覧室

時間：8:30～17:30（5月～8月は8:30～18:30）

入館料：無料

### ～主催・共催・後援事業等のお知らせ～

区分	事業名	日時	場所	主催
主催	宮川泰夫氏講演会 であいふれあいひびきあい ～「のど自慢」12年の旅から～	2月19日（日） 14:00～15:30	長崎市平和会館 ホール	公益財団法人 長崎平和推進協会
共催	これからの核兵器廃絶 市民運動の課題	2月4日（土） 13:30～16:30	原爆資料館ホール	核兵器廃絶地球市民 長崎集会実行委員会
協力	核兵器廃絶市民講座 第6回「RECNAと平和教育」 講師：全 炳徳 （RECNA 兼務教員・教授）	2月18日（土） 13:30～15:30	追悼平和祈念館 交流ラウンジ	核兵器廃絶長崎連絡協議会 （PCU-NC）
後援	朝日新聞 ナガサキノートシンポジウム 「あの日から」をつなぐ	2月19日（日） 13:30～17:00	原爆資料館ホール	朝日新聞社

### 第9回 「歯磨き粉大特集」

被爆者健康講話  
お知らせ

【講師】長崎大学医歯薬学総合研究科 東 美穂 先生

【日時】2月16日（木）14:00～15:00

【場所】長崎会場：追悼平和祈念館 地下2階 交流ラウンジ

五島会場：福江総合福祉保健センター 2階 研修室

# 被爆体験記朗読ボランティア 被爆体験を語り継ぐ とわ 永遠の会

## 第6回定期朗読会

今回の定期朗読会では、追悼平和祈念館所蔵の被爆体験記集の中から5編を選び、朗読します。

【日時】2月12日(日) 14:00~15:00

【場所】追悼平和祈念館 交流ラウンジ

【入館料】無料

【問い合わせ】095-814-0055



### 朗読会9日を忘れない

毎月9日の11時2分から、  
原爆資料館のいこいの広場で  
開催しています。

被爆体験記の朗読に耳を傾けてみてください。



国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館に所蔵されている厚労省収集被爆体験記集の中から5編朗読いたします。

2017年2月12日(日) 14:00~15:00

会場：国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館  
地下2階 交流ラウンジ

入場無料

主催 国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館

## 当協会への個人の方からの寄付金及び会費については 所得税の税額控除の対象となります！！

当協会に対する個人の皆さまからの寄付金及び会費（維持会費・賛助会費）は、所得税の「**税額控除**」の対象となります。平成28年中に当協会にご寄付・納付いただきました寄付金及び会費につきましては、確定申告時に、「**税額控除**」もしくは「**所得控除**」のどちらか有利な方式を選択することができます（下記A・B参照）。

### A. 税額控除額の算定方法（税額控除制度）

次の算式により算出された額が、**税額控除**として所得税から控除されます。

$$(\text{寄付金・会費合計額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

### B. 所得控除額の算定方法（寄附金控除制度）

次の算式により算出された額が、**所得控除額**に算入されます。

$$\text{寄付金・会費合計額} - 2,000 \text{円} = \text{所得控除額}$$

※確定申告についての詳しいお問い合わせは、お近くの税務署までお尋ねください。

確定申告時にAの税額控除を受けるためには、当協会が発行した「**寄付金領収書**」「**会費領収書**」に加えて、長崎県が発行した「**税額控除に係る証明書（写し）**」が必要となります。「**税額控除に係る証明書（写し）**」は当協会ホームページからダウンロードできるほか、郵送またはFAXにてお送りいたしますので、必要な方は協会事務局（TEL 095-844-9922）までご連絡ください。